

# 評議委員会の位置付け

- 評議委員会は、各検討委員会からのポリシー提案に対し、検討委員会間の調整だけでなく、他組織も含めより広い立場から議論し、検討結果を recommendation として理事会に報告するための組織である。
- この意味では評議委員会はいわゆる **advisory committee** という位置付けとなる。
  - このため、検討委員会委員長だけでなく、執行理事、他団体のリエゾンを委員とする、会議は公開とするなどの規定が定められている。

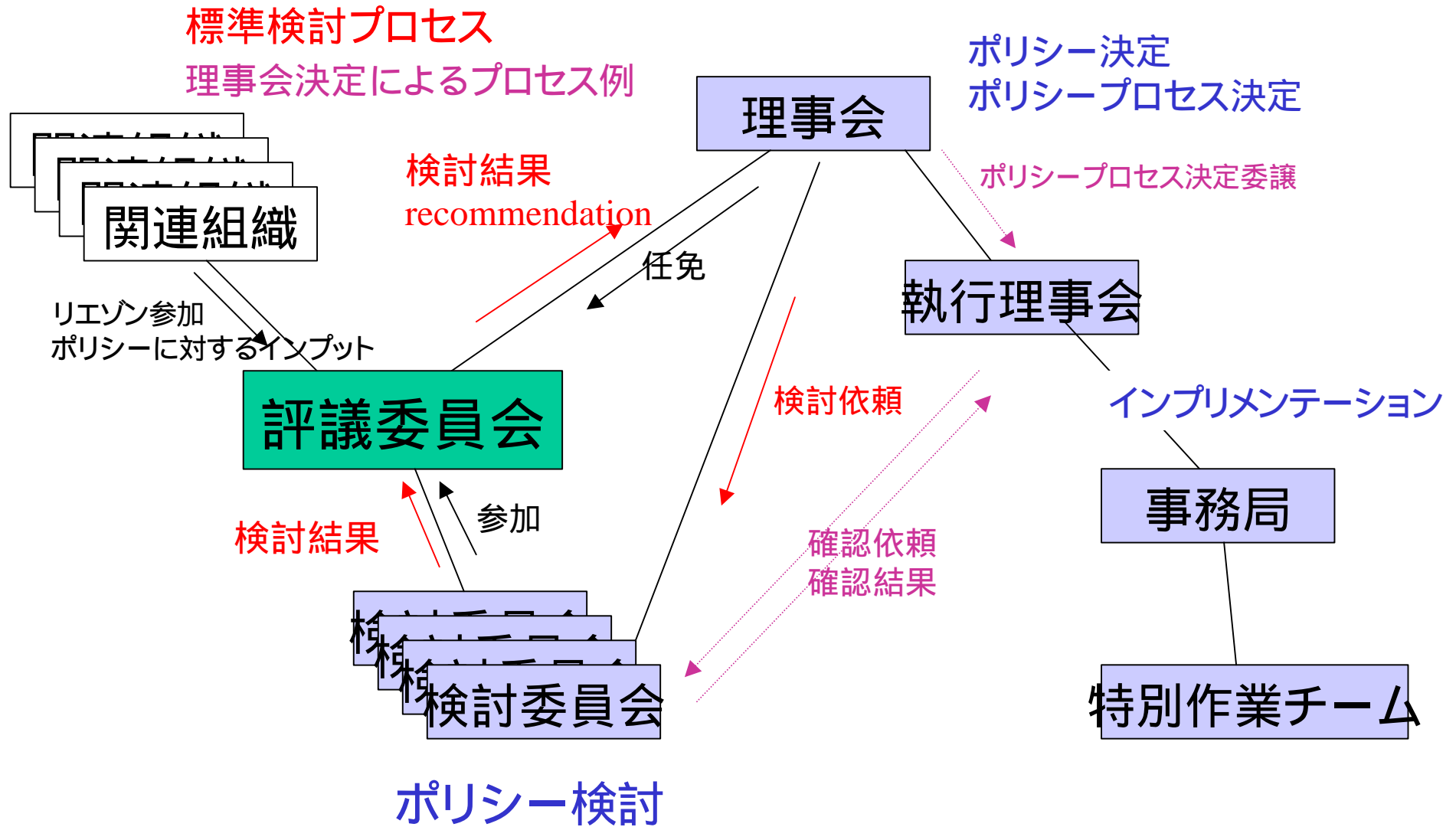
# 評議委員会の運営方針(I)

- advisory committeeとしての性格から、意見を無理やり調整・集約することはしない。むしろ反対意見も含め、理事会判断のためのインプットを行うことを主眼とする
- 投票権が規定されているが、意見を統一するわけではなく、全体的なコンセンサスの度合いを見る目的で投票を行うことである
  - そのため投票権のない委員に関しても、全体的なコンセンサスの動向を見るため、意見を十分に聴取していく。

# 評議委員会の運営方針(II)

- 規定上の2ヶ月に1回の公開委員会以外に、緊急案件処理のため、臨時委員会開催およびメーリングリスト上での議論を行う
  - 臨時委員会
    - 各検討委員会委員長は臨時委員会の開催を要請できる
    - 議長の判断により2週間前の告知で開催できる
  - メーリングリスト
    - 提案掲示後、最低1週間の議論期間を設ける。議論の期間については案件に応じ、議長が判断する
    - メーリングリスト上及び、Voteに関しては、次回評議委員会にて報告をする

# 評議委員会の関連組織とプロセス



# 文書の承認手順の概略

- \* 方針文書  
検討委員会 評議委員会 理事会  
執行理事会 事務局 理事会
- \* 規約・契約書・技術文書  
執行理事会 事務局 理事会
- \* 細則  
事務局
- \* 実施規定  
事務局
- \* ガイドライン  
事務局